

(平成24年11月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和44年1月27日、同資格喪失日は46年1月25日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年1月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から45年9月までは5万6,000円、同年10月から同年12月までは6万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月27日から46年1月25日まで  
昭和44年1月27日にA社に入社し、46年1月24日まで営業職として勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和44年1月27日、同喪失日は46年1月25日）が確認できる。

また、上記の被保険者名簿により、昭和44年1月27日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚は、「申立人と私は、同時期に正社員として採用され、会社から同様の取扱いを受けていたので、申立人についても、採用と同時に厚生年金保険に加入していたはずである。なお、A社における厚生年金保険の被保険者期間は、私が同社に勤務していた期間と一致している。」と具体的に供述していることから、上述の申立人と同姓同名の未統合記録は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録であると認められる。

さらに、上記の被保険者名簿には、昭和43年8月頃から45年10月頃までの期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者に係る同名簿を紛

失したため、当該事業所が加入していたB健康保険組合から被保険者記録の提供を受け、これを基に厚生年金保険の被保険者記録を復元したことが記載されており、その対象となった被保険者数は、申立人及び上記同僚を含め157人であったことが確認できる上、オンライン記録によると、このうちの41人（上記同僚を含む。）については、当該記録が既に基礎年金番号に統合されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が当該事業所において、昭和44年1月27日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46年1月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、今回統合する厚生年金保険の被保険者記録から、昭和44年1月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から45年9月までは5万6,000円、同年10月から同年12月までは6万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

A社（本社）から同社B支店に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の勤務状況に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年6月1日にA社（本社）から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を

還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

A社（本社）から同社B支店に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社であるC社が保管する従業員名簿、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年6月1日にA社（本社）から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生

年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

A社（本社）から同社B支店に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社であるC社が保管する従業員名簿、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年6月1日にA社（本社）から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生



年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

A社（本社）から同社B支店に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社であるC社が保管する従業員名簿、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年6月1日にA社（本社）から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生

年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から同年6月1日まで

平成5年4月1日からA社に勤めていたのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年6月1日となっている。

同期入社と同僚は、自身が保管する申立期間に係る給料明細書により、厚生年金保険料の控除が確認できることから、既に申立期間について年金記録が訂正されており、私も給与から厚生年金保険料は控除されていたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社へ入社するに至った経緯及び入社後の従業務に関する具体的な供述並びに申立人と同時期に当該事業所に入社したとする同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、当該事業所において、申立人と厚生年金保険の被保険者資格取得日が同日である者が10人確認でき、申立人と同じ勤務場所であったと思われる7人のうち生存及び所在が確認できた6人に照会したところ、回答が得られた上記の同期入社と同僚は、「申立人とは同期入社で、同じ仕事をし、待遇も同じであった。厚生年金保険には入社と同時に加入しており、平成5年4月分の給与から当月分の同保険料が控除されていた。」と供

述している。

さらに、上記の同僚が所持する当該事業所に係る平成5年4月分及び同年5月分の給料支払明細書により、当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成5年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付したか否かについては、申立期間当時の事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月21日から同年9月1日まで

A社B支店から同社C支店に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間が生じている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社であるD社から提出された従業員名簿、申立人の部下であった同僚から提出された昭和36年8月1日付けのA社名の挨拶状(同年9月1日付けで本社をE市からF市に移転し、同日付けで申立人が常務取締役と支店長を兼任する旨が記載されているもの)、及び当該同僚の「私は、昭和36年8月1日付けでA社B支店から同社C支店へ異動したが、申立人を含む3人は、私の1か月後の同年9月1日付けで異動した。」旨の供述並びに当該同僚の申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和36年9月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和36年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から同年7月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い。  
申立期間は、C社（現在は、D社）から同社の運輸部門が独立したA社に異動した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和37年6月1日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和37年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、同保険の適用事業所となっていないものの、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間当時、法人事業所であり、同僚の雇用保険被保険者記録によると、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。



なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保存されておらず不明としているが、上記のとおり申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしているながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から同年7月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い。  
申立期間は、C社（現在は、D社）から同社の運輸部門が独立したA社に異動した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し(昭和37年6月1日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。  
一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和37年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、同保険の適用事業所となっていないものの、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間当時、法人事業所であり、同僚の雇用保険被保険者記録によると、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、当時の資料が保存されておらず不明としているが、上記のとおり申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしているながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から同年7月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い。  
申立期間は、C社（現在は、D社）から同社の運輸部門が独立したA社に異動した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、退職時の表彰状及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和37年6月1日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和37年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、同保険の適用事業所となっていないものの、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間当時、法人事業所であり、同僚の雇用保険被保険者記録によると、5人

以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保存されておらず不明としているが、上記のとおり申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 48 年 2 月 1 日に A 社に入社し、その後、同社が B 社になった後の 52 年 3 月 20 日まで継続して勤務したが、年金記録によると、A 社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、48 年 6 月 1 日になっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に入社した経緯に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中に当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 60 年 12 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、平成 3 年 6 月 1 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は、「当時の資料は保存していない。また、当時の状況も覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況並びに同保険料控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた申立期間当時の同僚、並びに当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚及び申立人と同日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の合計 15 人に照会したところ、回答が得られた 9 人のうち 3 人（申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。）は、「入社当初の 2 か月間から 3 か月間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、このうち二人は、「厚生年金保険に加入していない期間は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述していることから、当時、

事業主は、従業員を採用と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における同保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の昭和48年6月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4438 (事案 522、1424、2080、3619、4132、4255、及び 4325  
の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社(現在は、B社)C支店で勤務していた申立期間(昭和38年1月1日から58年8月1日まで)について、年金記録によると、標準報酬月額が下がっている期間があるが、当時は高度経済成長期であり、毎年4月に昇給していたので、標準報酬月額が下がることはあり得ないことから、申立期間の標準報酬月額について記録を訂正してほしいと、これまで8回申し立てたが認められなかった。

今回、申立期間を昭和50年10月の1か月間に変更した上で、当時の所得が高額であったことが確認できる資料及び同僚で厚生年金保険の実務責任者であった者の情報を提供するので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和38年1月1日から58年8月1日までの期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間の一部の期間に係る給与所得の源泉徴収票及び資格・賃金通知書を提出しているものの、これらの資料では報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない上、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳において確認できる標準報酬月額はオンライン記録と一致していること、ii) オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の定時決定及び随時改定の記録のうち2回の定時決定について、従前の標準報酬月額よりも低い標準報酬月額を決定していることが確認できるものの、いずれもその直前の随時改定において2等級又は6等級高い標準報酬月額に改定された後、当該定時決定において1等級又は3等級低い標準報酬月額を決定していることが確認できることから、これらの標準報酬月額の変動については、何ら



かの手当の増額等により、一時的に報酬月額が高額になり標準報酬月額が高く改定され、その一時的な状況が解消された後に、標準報酬月額が低く決定されているものと推測できる上、その前後の期間における申立人の標準報酬月額の推移からも妥当性を欠くものではないと判断できること、iii) 申立人が名前を挙げた同僚のうち複数の者は、オンライン記録によると、申立人と同水準の標準報酬月額で推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている事情が見当たらないこと、iv) 申立人は、「昭和52年6月に当時の事務担当者が社員の厚生年金保険料を数年間にわたり着服していた事実が発覚している。この事務担当者とは別の者が事務を担当していたD地区及びE地区については、社員の標準報酬月額が下がっていないはずである。」と具体的に主張しているものの、B社は「そのような事実はない。」と回答しており、申立人が名前を挙げた複数の同僚からもこれを裏付ける供述が得られなかった上、オンライン記録によると、A社F支店又は同社G支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同時期に、標準報酬月額が低く改定されている者が45人確認できること、v) 申立人が新たに名前を挙げた同僚21人のうち回答が得られた18人からも、申立人の申立ての事実を裏付ける供述は得られず、このうち2人から提供された申立期間の一部の期間に係る給与明細書により、当該同僚が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できる上、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月21日付け、同年10月30日付け、22年6月11日付け、23年4月1日付け、同年9月16日付け、24年1月13日付け及び同年6月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、過去8回の申立てのうち、今回の申立期間と期間が重複する7回について、申立期間を昭和50年10月の1か月間と変更した上で、再度、資料として「昭和50年の資格・賃金通知書」を提出するとともに、新たに当該事業所において厚生年金保険の実務責任者であった同僚の名前を挙げ、「提出した昭和50年の資格・賃金通知書により、同年4月からの本給額が16万7,000円であることが確認でき、そのほかに手当も支給されていたことから、申立期間の標準報酬月額は低すぎるので、標準報酬月額を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、申立人から提出された当該通知書からは、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚から提出された同人の「昭和50年の資格・賃金通知書」には、申立人から提出された当該通知書と同様に、本給額等の改定の実施期日が昭和50年4月1日と記載されていることが確認できるものの、

当該同僚は、「昭和 50 年は、労使の賃金交渉の妥結が同年 7 月までかかったことから、改定された本給額により給与が支払われたのは 8 月給与分からであり、4 月分から 7 月分までの差額は、8 月に別途支給された。なお、4 月から 7 月までに係る賃金交渉期間は、組合の交渉戦術として時間外勤務、休日勤務は行わない取組が行われていたと記憶している。」と供述している上、当該同僚から提供された同年 4 月分から同年 11 月分までの給与明細書により、本給額が増えたのは同年 8 月分からであることが確認できるとともに、同年 4 月分から同年 7 月分までの差額が、同年 8 月に別途支給されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、当該同僚は、申立人と同様に、昭和 50 年 10 月の定時決定による標準報酬月額が、その直前の標準報酬月額より下がっていること、及び同年 11 月の随時改定による標準報酬月額が、同年 10 月の標準報酬月額よりも高くなっていることが確認できる上、申立期間当時の標準報酬月額の定時決定は、5 月、6 月、7 月の給与総支給額に基づき 10 月から改定されることとなっていたところ、当該同僚の同年の定時決定による標準報酬月額は、同人から提出された当該 3 か月に係る給与明細書の報酬月額に基づき算出した標準報酬月額と一致していることが確認できるとともに、改定後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料は、翌月控除であったことから同年 11 月の給与から控除が開始されていることが確認できる。

以上のことから、事業主による標準報酬月額の届出については、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが確認できる。

加えて、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とされているところ、前述のとおり、申立人の申立期間について、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月1日から9年4月1日まで  
② 平成11年4月30日から16年6月6日まで

A社には約12年間勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は平成9年4月1日から11年4月30日までの約2年間しかないので、申立期間①及び②についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間①及び②においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったのは、平成9年4月1日から11年4月30日までの期間であることから、申立期間①及び②当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、「申立人のA社における厚生年金保険の加入期間は、年金事務所の記録どおりである。当社は、法人会社であるため厚生年金保険に加入するように言われ、平成9年4月1日に厚生年金保険に加入したが、会社の負担金が大きく、社会保険事務所(当時)に相談し、11年4月30日で辞めることにした。厚生年金保険に加入していない申立期間①及び②の期間は、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。厚生年金保険を辞めた後は、国民年金に加入するよう従業員に伝えた。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる16人(申立人が名前を挙げた3人を含む。)に照会したところ、回答が得られた4人のうちの2人は、「A社で厚生年金保険に加入した期間は、平成9年4月1日から同年12月1日まで及び10年5月1日から同

年12月1日までの期間である。この期間の前後も勤務していたが、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述しており、このうちの一人は、「厚生年金保険に加入していない期間は、従業員それぞれが国民年金に加入するということがあった。」と供述しており、これらの供述は、上述の事業所の回答と符合している。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4440

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月頃から23年10月2日まで  
② 昭和26年9月30日から30年5月頃まで

A社B支店(現在は、A社C支店)には、戦争から戻ってきた昭和20年9月頃から商売を始めた30年5月頃まで10年程度継続して勤務したが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、入社時期の特定はできないものの、申立人は、申立期間①中にA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社C支店は、「当時の資料等は保管されていないため、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人の妻は、申立人を当該事業所に紹介したとする同僚一人の名前を挙げているものの、姓のみの記憶であるため、個人を特定することができないことから、申立人の申立ての事実を裏付ける供述及び資料を得ることができない。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間①及びその前後の期間

に厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた14人に照会し、9人から回答が得られたところ、そのうち自身の入社時期を記憶している同僚4人は、被保険者名簿により、入社時期からそれぞれ2か月から11か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、そのうち複数の同僚は、「入社当初は試用期間があった。試用期間中は厚生年金保険に加入しておらず、同保険料は給与から控除されていなかったと思う。」と供述していることから、当該事業所では、申立期間①当時、従業員について、入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、A社C支店は、「当時の資料等は保管されていないため、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、被保険者名簿により、申立期間②及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた20人に照会し、15人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人が申立期間②において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の回答が得られた同僚のうち、総務を担当していたとする同僚は、「当該事業所では、社会保険事務担当者は適正に届出を行っていたはずである。」と供述しているところ、上記同僚15人について、被保険者名簿により、申立期間②中に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚のうち、自身の退職時期を記憶している6人は、いずれも、「私の退職時期と厚生年金保険の被保険者資格喪失日は合致している。」と供述している。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和23年10月2日、同資格喪失日は26年9月30日と記載されており、不自然な訂正等の形跡は見受けられない上、当該記録は、被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4441 (事案 3032、4070 及び 4338 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 4 月 1 日から 55 年 7 月 20 日まで

申立期間①については、A社B営業所に勤務し、申立期間②については、C社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、年金記録訂正の申立てを3回にわたって第三者委員会に行ったが、いずれも認められないとの通知をもらった。

その後、申立期間②の事業所に一緒に勤務していた当時の同僚3人の名前を思い出したので再度申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、申立人の従事業務に関する具体的な供述内容及び同僚の供述から判断すると、申立人が、A社B営業所で勤務していた状況がうかがわれるものの、i) 同社本社は、「当社では、社員は全員、採用と同時に厚生年金保険に加入させており、申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を保管している。申立人に係るこれらの届出書を確認したが、見当たらないことから、申立人が当社の社員として勤務していたとは考え難い。申立人が修業目的で当社に勤務したのであれば、当社の営業担当者と申立人の兄との間で個別に就労条件を取り決めた上での勤務であった可能性がある。」と回答していること、ii) 申立人が名前を挙げた同僚3人のうち2人は既に死亡している上、他の一人は、「申立人とは一緒に勤務したが、短い期間であり、その時期は覚えていない。また、申立人の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述していること、iii) 雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、当該事業所に係る雇用保険の加入記録が無い上、申立期間①の一部において、申立事業所と

は異なる事業所で雇用保険に加入していること、iv) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てについては、i) 申立人は申立期間①において当該事業所に勤務していたこと等を証言してくれる者として友人の名前を挙げ、当該友人に確認してほしいと主張していることから、当該友人に照会したところ、「私は申立人がA社に短期間勤めていたことは覚えているが、申立人の正確な勤務期間や厚生年金保険の適用状況等については分からない。」と供述していること、ii) 申立人は、申立人の兄が経営していたD社に勤務していた時にその兄からE市で勉強してくるように言われ、A社に入社したと主張しているところ、その兄は既に死亡しており、供述を得ることができないことから、D社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人の姉に照会したところ、同人は、「私がD社に勤務していた時に申立人も同社に勤務していたこと、申立人が兄の指示で器材の商品知識を習得するために、F社という器材製造販売会社に1年間ぐらい修行に行ったことは覚えている。しかし、申立人が同社での修行後、A社に勤務していたか、同社に研修に行ったかまでは記憶が無い。」と供述していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年8月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、3回目の申立てについては、申立人は、申立期間①における自身の源泉徴収の記録を調査してほしいと主張しているものの、税務署における源泉徴収票の保存期限は、既に経過しているため当該記録を確認することができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成24年6月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間①について新たな資料等を提出することなく、先述の友人の名前を挙げて、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張していることから、当該友人は既に照会済みであったが、改めて同人に照会したところ、「以前に回答した以上のことは分からない。」と供述しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

2 申立期間②に係る申立てについては、i) C社が所在していたとする住所地を管轄する法務局に照会したところ、同名の事業所が3事業所確認できたが、商業・法人登記簿謄本によると、いずれの事業所も、申立人が記憶する所在地及び代表取締役とは異なっている上、3事業所のうち、申立事業所と事業内容が合致していた1事業所の元取締役からは、「当社は、E市G町で



営業していたことは無く、器材を卸す事業を行っていなかった。」との回答があったこと、ii) オンライン記録によると、管轄社会保険事務所（当時）に同社と同一名称の厚生年金保険の適用事業所が3事業所確認できるが、いずれの事業所も、申立人が記憶している所在地及び事業主名と符合しないこと、iii) 申立人は同僚5人の名前を挙げているが、このうち4人は本人が特定できず、他の一人は連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができなかったこと、iv) 雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、C社に係る雇用保険の加入記録が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てについては、i) 申立人は申立期間②において当該事業所に勤務していたこと等を証言してくれる者として、前記1で挙げた友人の名前を挙げているところ、当該友人は当初の申立て時において照会を行った者であったが、再度、照会したところ、「私はC社という会社名を聞いたことも無く、申立人が同社に勤務していたという記憶も無い。」と供述していること、ii) 申立人は当該事業所に入社した経緯は、大学卒業後に勤務した事業所の当時の同僚から紹介されて入社したと主張しているものの、当該同僚は所在が不明であることから、供述を得ることができないこと、iii) 申立人は、「当該事業所は、ホテル及び会館と取引があった。」と述べていることから、両事業所に照会したところ、いずれの事業所も「C社という器材販売会社を聞いたことも無い上、取引実績も無いので、同社については分からない。」と回答していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年8月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、3回目の申立てについては、i) 申立人は、申立期間②の事業所名を「C社（漢字）」でなく、「C社（平仮名）」であったと主張していることから、改めて、申立人が記憶する同社の住所地を管轄する法務局に照会したものの、同名の事業所は該当が無い上、適用事業所検索システムにより、申立期間②当時、E市において、C社（漢字）及びC社（平仮名）と同一名称である厚生年金保険の適用事業所は8つ確認できたものの、いずれの事業所も申立人が記憶している所在地及び事業主名とは異なっていることが確認できること、ii) 申立期間②について、申立人は、新たに同僚3人の名前を挙げているものの、当該同僚の姓のみしか記憶していないため、本人の特定ができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成24年6月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間②について、新たに同僚3

人の名前を挙げているものの、オンライン記録によると、このうち二人は、同姓同名の者が多数存在するため本人を特定することができないほか、他の一人は、申立人が姓のみしか記憶していないことから本人を特定することができず、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

なお、申立人は、申立期間②について、これまで昭和50年4月1日から55年1月30日までの期間としていたものを、50年4月1日から55年7月20日までの期間に変更して申し立てているが、申立期間②の一部を含む同年2月1日から60年9月1日までの期間において申立事業所とは異なるH社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

- 3 以上のことから、今回の申立人の主張については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。